

陳情第12号 流山おおたかの森駅周辺のパチンコ店建設に関する陳情書、及び、陳情第13号 「流山おおたかの森周辺の環境（景観・治安）維持」を求める陳情書、並びに、陳情第17号 流山おおたかの森駅周辺の街づくりに関する陳情書について、一部不採択となりましたが、原案に賛成するとともに、関係があることから、一括して、全陳情・全項目を採択するよう求める立場から、以下、討論を行います。

まず第1に、3本もの陳情書がそれぞれの立場から提出されるのは異例の出来事であり、その全てが流山おおたかの森駅西口のパチンコ出店に伴う影響を憂慮・危惧したもとになっている点です。

この点を市議会は重く、重く受け止める必要があります。

陳情提出に至る経緯には、政治についてもあまり関心がなかった方、陳情なんて初めて、記名付きのアンケートは遠慮したいという方々も含め、初めてづくしの中でも、若いお母さんやお父さんが思いを語り合うなど大変な苦労と葛藤があったことでしょう。だからこそ趣旨に掲載された、「強い危機感」「裏切られた気持ち」「不安の声が日に日に大きく」などの言葉は私の心に刺さります。パチンコ出店をきっかけに、街づくりの本質を見抜き、行政の態度や議会の姿勢に注目が集まっています。本市のまちづくりに期待し、この流山で家族や友人とより良い日々を送りたいと住み始めた方をこれ以上、裏切らないためには陳情全項目の採択こそ議会の、議員の責務と考えます。

第2に、ここまで事態を深刻化させたのは井崎市長の街づくりの処方箋が間違っていたからです。

そもそも、私の耳にパチンコ店出店の話を伝えた方は「市長はパチンコなど来ないって言っていたのに、どうしてこんなことに…」と困惑気味に訴えられました。また駅前センター地区だからと移転を余儀なくされた地権者は、「私たちをどかしてまでパチンコ店…おかしいんじゃないですか」と住民の方は怒りを持ってお話しされます。申し出換地制度により、センター地区に保有する面積の倍以上の用地をタダで提供した地権者も、このたび、要望書を提出してまで、より良い住環境を求められました。

それらがかなわなかった理由が明白になりました。

委員会では、「パチンコ店出店を可能にする手続き（規制緩和）を進めたのは流山市」「その手続きが成功か失敗か問われれば、失敗」と当局も認められました。また、出店を断念するよう交渉については、「交渉してもダメなことは初めから明白」「すぐわない施設であれば、（出店断念を求める交渉）やるが、それよりも環境面など実を取ることを優先した」と答弁されました。市長。私は、流山おおたかの森駅東口にマンション建設がいち早くスタートした際、「マンション建設の際、1階部分は店舗とするよう事業者と交渉している」と胸を張るあなたを覚えているひとりですが、この時の姿勢とは180度異なるではありませんか？

しかも、流山おおたかの森駅西口は、過去からずっと「顔のない街」と言われ続けた本市にとって、紆余曲折はありながらも何とか位置づけ、地権者の協力で確保した場所です。常磐道インターチェンジや、茨城・千葉・埼玉の業務核都市を結ぶ都市軸道路からのアクセスの良さはもちろん、柏駅東口ロータリーの倍近い規模を有しています。おおたかの森に行くにも、おおたかの森小中学校に行くにも西口なのです。歴代の行政・議会・地権者・住民が繋ぎ、新しく市民になって方も含め、将来へより良い街というバトンをつなごうとしているのに…本当に住民裏切りだと指摘するものです。

第3に、パチンコ出店は想定外ではないことです。

2004年当時、用途地域を規制緩和する手続きを進める際、住民が提出した法定裏付けを持った『意見書』では「規制緩和で、パチンコ店出店により住民追い出しになりかねない」と指摘されていたことも改めて委員会で明確になりました。まさに、駅前周辺に移住されてきた方が不安を抱き、陳情書まで提出する今の事態を考えれば、今回のパチンコ出店問題は、既に『想定内』だったのです。だからこそ、「パチンコ店も街のにぎわいをつくるための一つ」という認識を示し、「住居系が広がったので、規制を強化する」と行政の当初の思惑とは沿わないけれども、仕方なく規制を強化してあげる…という上から目線のスタンスになるのです。この16年間、意見書を提出し、規制緩和に警報を鳴らしてきた一人として、行政には、改めて猛省を求めるものです。また、当時の都市計画審議会や議員の責任はもちろんですが、今期、各議員一人ひとりが都市計画の失敗を住民に押し付けないためにも3つの陳情書全項目に賛成をしていただきたい。ご協力をお願いします。

最後に、パチンコ店出店をめぐる、わが党も議会内外で取り組んできましたが、大奮闘された住民のみなさん。その取り組みは、大きな足跡を残しました。

来年4月に導入・新設される地区計画案で、今、出店が認められているパチンコ店、キャバクラ、マージャン屋、店舗型ファッションヘルス、ストリップ劇場、アダルトショップ、テクラなどが出店禁止とする方向ですから、より良い街づくりに向けた大きな一歩です。

しかし、地区計画導入までのあいだは、先に挙げた風俗営業の各事業所がみんな出店できるのです。パチンコ店出店をめぐる行政の対応で言えば、出店断念を求めないし、賑わいの一種という姿勢ですから安心もできません。さらに、出店されるであろうパチンコ店の営業時間や警備などは、市当局の答弁でも「努力義務」でしかありません。さらに、青少年を巻き込む事件が相次いでいる『JK（女子高生）ビジネス』『無店舗型風俗営業』は規制が不十分です。より良い街づくりへ、住民・地権者・事業者・行政がいまこそ力を合わせることを呼びかけて賛成討論を終わります。